

個人情報保護を巡る国内外の動向

(事業者における取組を促す仕組みの在り方関係)

平成31年2月8日

1 認定個人情報保護団体の状況

○ 認定個人情報保護団体について

- 業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、当委員会の認定を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であり、法第47条第1項各号で規定される業務（対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理など）を行うほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、その個人情報保護指針に基づいて対象事業者を指導していくことが求められる。

○ 認定個人情報保護団体の状況

- 対象事業者数がゼロの団体がある他、個人情報保護指針において匿名加工情報に関する規定を盛り込んでいる団体は全44団体中22団体。

1 認定個人情報保護団体の状況

(参考) 認定個人情報保護団体一覧 (平成31年 1月31日時点)

対象事業等分野	名称	対象事業者数 (※)	個人情報保護指針における匿名加工情報に関する規定の有無
警備業	一般社団法人 全国警備業協会	227	
指定自動車教習所業	一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会	1,033	有
証券業	日本証券業協会	479	
保険業	一般社団法人 生命保険協会	41	有
保険業	一般社団法人 日本損害保険協会	28	有
保険業	一般社団法人 外国損害保険協会	20	有
銀行業	全国銀行個人情報保護協議会	242	有
信託業	一般社団法人 信託協会	63	有
投資信託委託業	一般社団法人 投資信託協会	182	
証券投資顧問業	一般社団法人 日本投資顧問業協会	768	
貸金業	日本貸金業協会	1106	
金融先物取引業	一般社団法人 金融先物取引業協会	142	
放送	一般財団法人 放送セキュリティセンター	296	有
電気通信事業	一般財団法人 日本データ通信協会	126	有
全般	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	10,930	有
モバイルコンテンツ関連事業	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	23	有
製薬業	日本製薬団体連合会	288	有
医療	公益社団法人 全日本病院協会	2,516	
医療・介護	特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	119	
医療・介護・福祉	特定非営利活動法人 検定協議会	0	
医療	一般社団法人 国際情報セキュリティマネジメント研究所	17	有
手技療法	特定非営利活動法人 日本手技療法協会	1,946	有

対象事業等分野	名称	対象事業者数 (※)	個人情報保護指針における匿名加工情報に関する規定の有無
経済産業分野	一般社団法人 日本個人情報管理協会	106	
ギフト用品に関する事業	一般社団法人 全日本ギフト用品協会	17	
クレジット事業	一般社団法人 日本クレジット協会	844	
印刷・グラフィックサービス工業	公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	303	有
小売業	一般社団法人 日本専門店協会	165	
経済産業分野	特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	199	有
経済産業分野	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	3	
経済産業分野	日本個人情報保護協会	5	
結婚情報サービス業	一般社団法人 結婚相談業サポート協会	401	有
結婚情報サービス業	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	19	有
結婚情報サービス業	株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	1,694	
結婚情報サービス業	ナライセンス結婚専科システム協議会	7	
新聞販売業	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	340	
葬祭業	JECIA 個人情報保護協会	129	有
葬祭業	全国こころの会葬祭事業協同組合	17	
経済産業分野	一般社団法人 ビジネスコンプライアンス	3	
経済産業分野	一般社団法人 医療データベース協会	0	有
経済産業分野	一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会	33	有
自動車登録番号標交付代行業	一般社団法人 全国自動車標板協議会	58	
賃貸住宅管理業	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	1557	有
通信販売業	公益社団法人 日本通信販売協会	62	
全般	一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会	154	有

※平成30年 3月31日時点の対象事業者数を記載。ただし、日本通信販売協会は平成30年 5月31日時点、日本情報システム・ユーザー協会は平成30年 8月16日時点の数を記載。

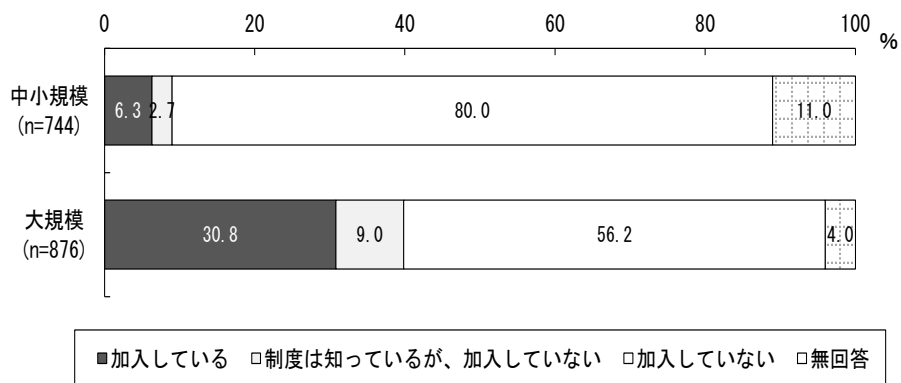
1 認定個人情報保護団体の状況

○ 認定個人情報保護団体の加入状況

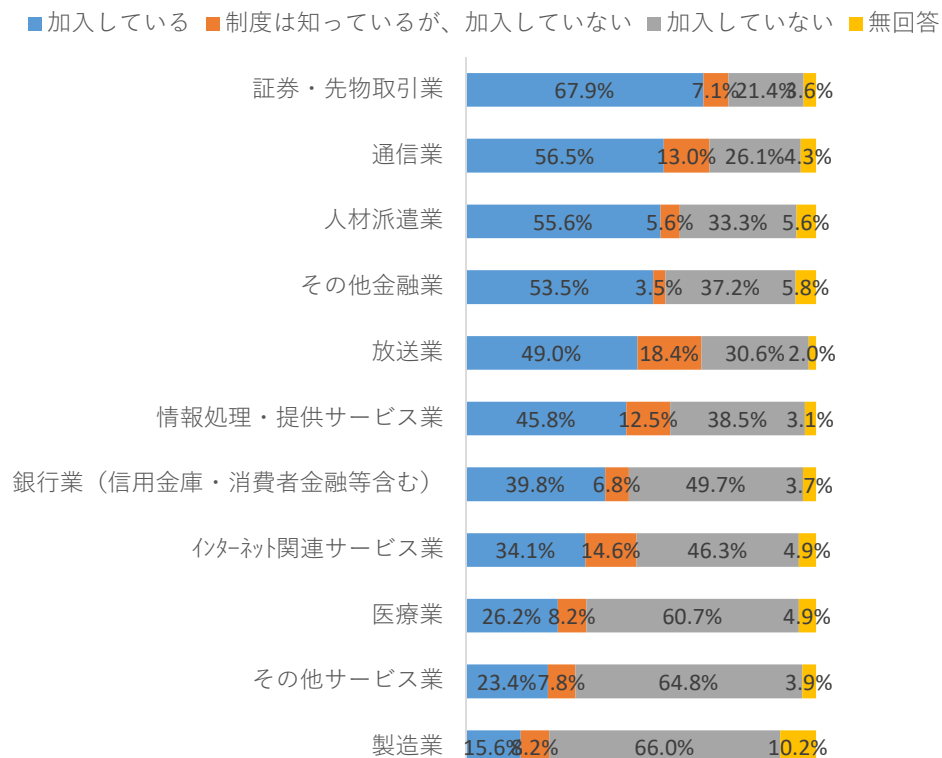
- 加入状況は、事業者規模による差が大きく、中小規模事業者で「加入している」と回答した事業者は6.3%。また、認定団体のない業種では比較的加入率が低い。

(参考)「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査(平成29年度)報告書」(平成30年3月)(抜粋)

認定個人情報保護団体加入状況【事業者規模別】



認定個人情報保護団体加入状況【業種別】



※中小規模事業者：常時雇用従業員数100人以下かつ保有する個人情報が5,000人分以下の事業者
 ※大規模事業者：常時雇用従業員数100人超または常時雇用従業員100人以下だが保有する個人情報が5,000人分超の事業者

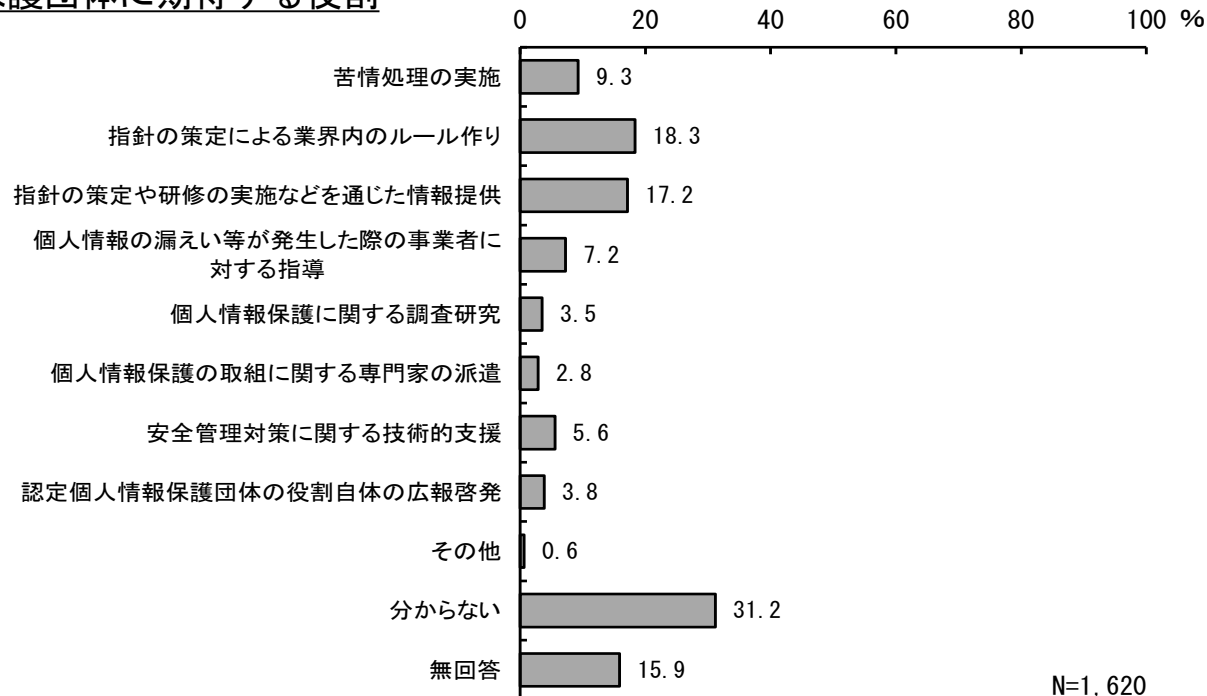
1 認定個人情報保護団体の状況

○ 認定個人情報保護団体に期待する役割

- 「指針の策定による業界内のルール作り」「指針の策定や研修の実施などを通じた情報提供」への期待が大きい。

(参考)「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査(平成29年度)報告書」(平成30年3月) (抜粋)

認定個人情報保護団体に期待する役割



1 認定個人情報保護団体の状況

(参考) 平成29年度認定個人情報保護団体の取組の状況

(出典) 平成29年度年次報告

名称	法第52条及び第53条に基づく措置						その他の積極的な取組
	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置※	
一般社団法人 全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・外部有識者(大学教授)との関係構築及び相談体制の強化
一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会	1	1	0	0	0	0	
日本証券業協会	3	3	0	0	0	2	・研修の実施
一般社団法人 生命保険協会	17	17	0	1	0	0	・個人情報担当者を対象とした実務対応に関する研修の実施
一般社団法人 日本損害保険協会	25	0	0	1	0	0	・対象事業者における個人データの安全管理措置態勢の点検 ・研修会の実施
一般社団法人 外国損害保険協会	3	3	0	0	0	12	
全国銀行個人情報保護協議会	123	33	0	24	0	0	・会員向け研修会の実施 ・匿名加工情報に関するルールの制定
一般社団法人 信託協会	0	0	0	5	0	0	・匿名加工情報の取扱いに関する規程等の作成 ・対象事業者向けセミナーの開催
一般社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報の適正な取扱いの確保のための正会員役職員に対する研修等の実施(H29は匿名加工情報を中心としたテーマで開催)
一般社団法人 日本投資顧問業協会	0	0	0	89	0	0	・一般社団法人投資信託協会との共催による個人情報保護に関する研修(匿名加工情報を中心としたテーマで開催)の実施
日本貸金業協会	3	0	0	0	0	0	・研修会の開催 ・個人情報に特化したe-ラーニング講座の開講
一般社団法人 金融先物取引業協会	2	1	0	11	0	0	・協会セミナーの開催
一般財団法人 放送セキュリティセンター	11	2	0	0	0	0	・個人情報保護セミナー開催 ・増員による個人情報保護センターの体制強化
一般財団法人 日本データ通信協会	132	0	0	0	0	0	・電気通信事業における改正個人情報保護法全国説明会の開催 ・電気通信事業関連4団体とともに、電気通信業界の自主的なルールとして位置情報の匿名化に関する『電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン』の作成及びホームページでの公表
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	134	0	29	29	0	0	・「個人情報の域外移転セミナー」の開催及びEUの一般データ保護規則(GDPR)に関する対象事業者等への情報提供 ・匿名加工情報に関する事例集の公表 ・CBPR認証業務の推進
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	0	0	0	0	0	0	
日本製薬団体連合会	1	1	0	0	0	0	・加盟団体である関西医薬品協会における個人情報の適正な取扱いに関する講演の実施
公益社団法人 全日本病院協会	0	0	0	13	0	0	・医療機関の個人情報保護管理責任者、担当者を対象とした個人情報管理・担当責任者養成研修会の開催
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	・医療・介護関係事業者、管理者、現場職員を対象にした改正個人情報保護法対応セミナーの開催
特定非営利活動法人 検定協議会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 国際情報セキュリティマネジメント研究所	0	0	0	0	0	0	・eラーニングツールの提供による、対象事業者における従業者への教育訓練実施の支援

1 認定個人情報保護団体の状況

(参考) 平成29年度認定個人情報保護団体の取組の状況

(出典)平成29年度年次報告

名称	法第52条及び第53条に基づく措置						その他の積極的な取組
	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置※	
特定非営利活動法人 日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0	・セミナー(治療院における個人情報保護の基礎知識と運用方法の説明)による情報提供
一般社団法人 日本個人情報管理協会	0	0	0	0	0	0	・研修、セミナーの実施
一般社団法人 全日本ギフト用品協会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 日本クレジット協会	4	2	0	0	0	0	・「改正法における与信事業を中心とした実務運用上の留意点」と「認定個人情報保護団体の活動について」をテーマとした個人情報保護研修の実施
公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	0	0	0	0	0	0	・「改正個人情報保護法と新JIS全面改正等について」セミナーの実施 ・相談や指導体制の強化
一般社団法人 日本専門店協会	0	0	0	0	0	0	・セミナーを利用した改正指針等に関する説明・注意喚起等の実施
特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	206	3	1	2	0	1	・個人情報保護を推進する人材の育成(養成講座の実施、中小企業向け個人情報保護研修、個人情報保護セミナー)
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	0	0	0	0	0	0	・消費者志向エキスパート養成講座(テーマ:「改正個人情報保護法施行で事業者の注意すべきこと」)の実施 ・法第53条第1項「消費者の意見を代表する者」として、他認定団体の活動に関与
日本個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 結婚相談業サポート協会	1	0	0	1	0	0	・改正個人情報保護法に関する個人情報保護講習会の開催
一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	0	0	0	0	0	0	
株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟)	19	0	0	0	0	0	・新規加盟店向けに個人情報の取扱いについての研修の実施
ナノライセンス結婚専科システム協議会	0	0	0	0	0	0	
大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0	
JECIA個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者向けセミナーにおける「個人情報保護法の改正点について」の講演等の実施
全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0	・加盟社の代表者、個人情報担当者に対する、取扱指針改定のポイント、苦情処理、罰則及び消費者への周知等に関する説明会の実施
一般社団法人 ビジネスコンプライアンス	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人 医療データベース協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報保護及び苦情の受付、処理に関する研修会の実施
一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会	0	0	0	0	0	0	・対象事業者への研修実施(個人情報保護法の概要や事業者が対応すべき取り組み事項について等) ・対象事業者へのeラーニングシステムの提供
一般社団法人 全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	0	・地方ブロック単位での研修の実施
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会	2	0	0	0	0	0	

1 認定個人情報保護団体の状況

○ 個人情報保護指針における上乗せ規定

- 自主ルールとして、個人情報保護指針に匿名加工情報に関する規定を盛り込む団体が多い中、団体によっては、データ保護オフィサー(DPO)の設置義務などの規定を盛り込む団体も存在。

(参考1) 日本データ通信協会「電気通信事業における個人情報保護指針」(抜粋) (平成29年5月30日施行)

- 電気通信事業者が匿名加工情報の作成等を行う情報の例として、位置情報が想定される。電気通信事業者が取り扱う位置情報については、通信の秘密に該当する位置情報と通信の秘密に該当しない位置情報がある。
- 通信の秘密に該当する位置情報については、あらかじめ利用者の同意を得ている場合または違法性阻却事由がある場合を除いて、他人への提供その他の利用をすることができない。そのため、通信の秘密に該当する位置情報を匿名化して利用する場合は、通信の秘密の保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐づけることができないよう十分な匿名化を行い、かつ匿名化して利用することについてあらかじめ利用者の同意を得ることが求められる。
- 通信の秘密に該当しない位置情報の匿名加工情報を作成する場合には、本人からの申し出に応じて、匿名加工情報への当該位置情報の利用を停止できるようにすることが望ましい。その際、当該申し出は、本人が、ウェブサイトや電話等により容易に行うことができるように努めなければならない。

(参考2) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会「個人情報保護指針」(抜粋) (平成29年5月30日施行)

- 個人情報保護法令、ガイドライン等に下記の要件を上乗せして適用する。
2. 個人情報の取扱いの厳格化
本人の同意、個人情報の取り扱いに関する義務等、情報処理の記録義務、個人データの漏えいの通知義務等、データ保護・バイ・デザイン/デフォルト、データ保護評価の実施、データ保護オフィサーの設置義務

2 事業者の自主的取組の状況

○ 総論

1. 事業者単位では、プライバシーマークやAPEC CBPRの認証取得の他、プライバシーマークの審査基準の根拠であるJIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム（要求事項）の適合等により必要な体制を整備。
2. 特に、データ管理体制・能力の整備・向上の観点から、JIS Q 15001では個人情報保護管理者等の責任及び権限について規定。海外では、OECDガイドラインやEU GDPRにおいてデータ保護管理者について規定。
3. 個人情報保護に関連する国際標準として、プライバシーフレームワークに関するISO/IEC29100や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関するISO/IEC27001等があり、情報信託機能の認定基準において、プライバシーマークやISMS認証の取得が条件とされるなど、事業者における自主的取組に対して信頼を付与するものとして国際標準・国内規格が活用されている。
4. 事業者における自主的取組を推奨する仕組みとして、「情報信託機能の認定に係る指針」や「行動ターゲット広告ガイドライン」等が存在。
5. プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment : PIA）の考え方を取り入れた制度としては、特定個人情報保護評価や生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の協議が存在。

2 事業者の自主的取組の状況

○ 事業者単位による認証取得の例

● APEC CBPR (Cross Border Privacy Rules) システム

- APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組み。
- 事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するために有効な仕組みであり、我が国においては、2016年1月より、CBPRシステムの認証団体として一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定されている。
- 2019年1月末時点での我が国のCBPR認証事業者数は3社。

● プライバシーマーク制度

- 日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度。
- 1998年4月1日より、JIPDECが運営。
- 2019年1月末時点での付与事業者数は16,119社。

● EU GDPRにおける認証 (Certification)

- 加盟国等は、管理者及び処理者による取扱業務が本規則を遵守することを証明する目的のために、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならないとされている。

(参考) GDPR第42条 認証 (抄)

- 1 加盟国、監督機関、欧州データ保護会議及び欧州委員会は、とりわけ、EUレベルにおいて、管理者および処理者による取扱業務が本規則を遵守することを証明する目的のために、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならない。中小零細企業の特殊事情を考慮に入れるものとする。

2 事業者の自主的取組の状況

○ データ管理の責任体制に関する規定の例

● EU GDPRにおけるデータ保護オフィサー（Data Protection Officer : DPO）

-「定期的かつ体系的な大規模監視を必要とする場合」、「大規模のセンシティブデータを処理する場合」には、組織内部においてGDPRの遵守を監視するデータ保護責任者を選任する。

（参考）GDPR第37条 データ保護オフィサーの指名（抄）

5 データ保護オフィサーは、専門家としての資質、及び、特に、データ保護の法令及び実務に関する専門知識並びに第39条で定める職務を充足するための能力に基づいて指定される。

● OECDプライバシーガイドライン

-データ管理者（※）は、プライバシーマネジメントプログラムの構築や、個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合等の関係者への通知について責任を有するとされている。

※国内法によって個人データの内容及び利用に関して決定権限を有する者を意味し、当該管理者又はその代理人が、当該データを収集、保有、処理若しくは提供するか否かは問わない。

● JIS Q 15001 : 2017における個人情報保護管理者及び個人情報保護監査責任者

-トップマネジメントは、個人情報保護管理者及び個人情報保護監査責任者の責任及び権限を割り当てることが規定されている。

・個人情報保護管理者は、個人情報保護マネジメントシステムの見直し及び改善の基礎として、トップマネジメントに個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を報告しなければならない。

・個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、トップマネジメントに報告しなければならない。監査員の選定及び監査の実施においては、監査の客観性及び公平性を確保しなければならない。

● 個人情報保護法（ガイドライン）

-個人情報取扱事業者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じること、従業員及び委託先の適切な監督を行うことが求められている。

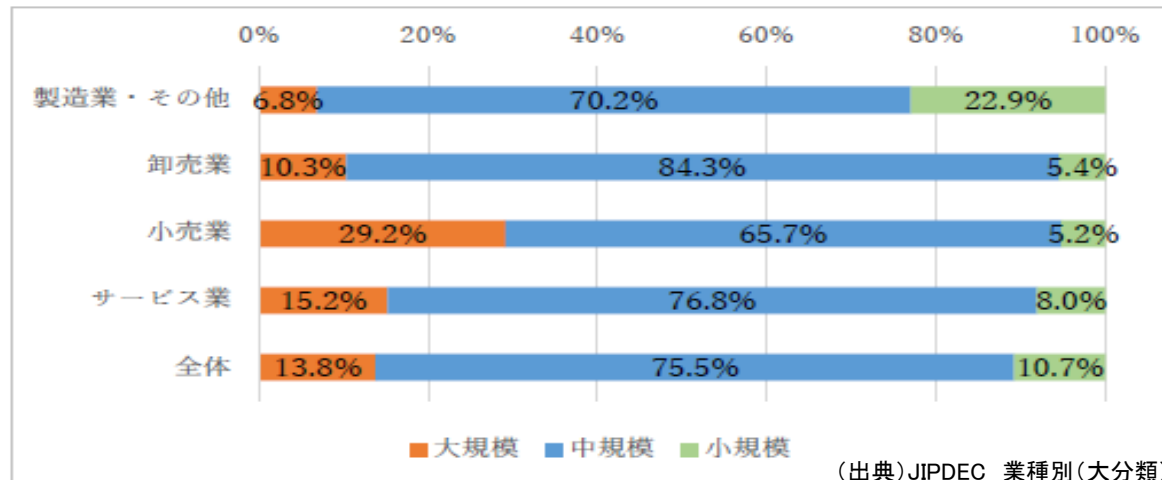
● APEC CBPR

-事業者は、CBPRを申請する際の自己審査として、越境個人情報保護に係るAPEC情報プライバシー原則（責任の原則を含む）を遵守しているか否かの質問票に回答の上、審査を受けることとされている。

2 事業者の自主的取組の状況

○ 中小企業の取組状況

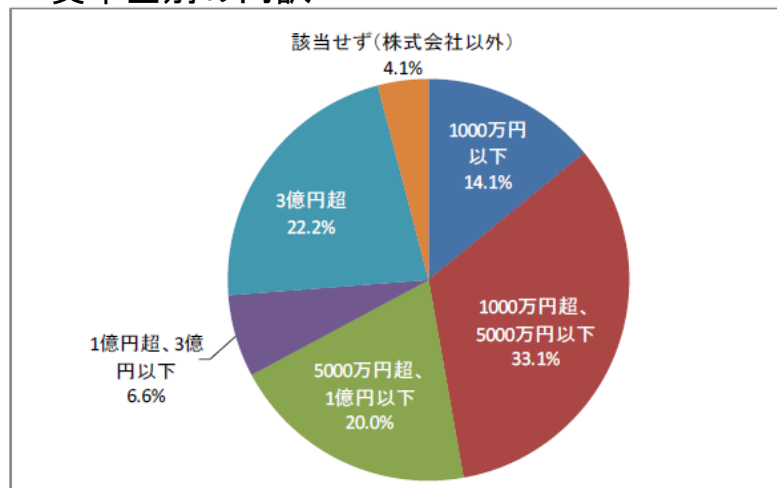
● Pマーク取得事業者の内訳



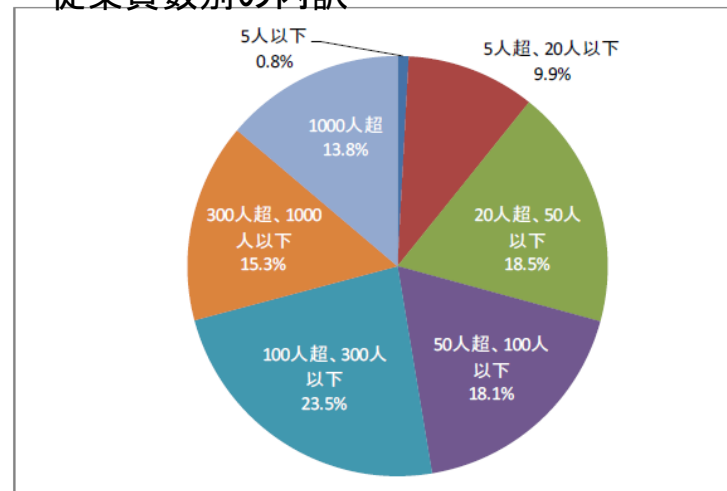
(出典)JIPDEC 業種別(大分類)規模別付与事業者割合(2018年3月)
 ※規模分類は各種基準を組み合わせたプライバシーマーク制度独自の分類

● ISMS認証事業者の内訳

・資本金別の内訳



・従業員数別の内訳



(出典)ISMS適合性評価制度に関する調査報告書(2018年3月 情報マネジメントシステム認証センター)

・調査対象 調査開始の2018年1月時点で、情報マネジメントシステム認証センターが認定したISMS認証機関からISMS認証を取得した組織のうち登録情報を公開している5,130組織。

・調査期間 2018年1月10日～1月29日 有効回答数:1,180 回答率:23.0%

2 事業者の自主的取組の状況

○ 事業者における自主的取組を推奨する仕組みの例

● 情報信託機能の認定に係る指針ver1.0（総務省・経済産業省）

-総務省及び経済産業省では、平成29年11月より、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」を開催し、本検討会において、いわゆる「情報銀行」に求められる情報信託機能に関し、民間団体等による任意の認定制度の在り方について検討。平成30年6月「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」を公表。

-情報信託機能の認定基準において、情報セキュリティ等の基本原則として「国際標準・国内規格の考え方も参考に、情報セキュリティ及びプライバシー保護対策を徹底すること(例：JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム（要求事項）、ISO/IEC29100（JIS X 9250）プライバシーフレームワーク）」が記載されている。

● 行動ターゲティング広告ガイドライン（一般社団法人インターネット広告推進協議会（JIAA））

-インターネットユーザー（利用者）のウェブサイト上での行動履歴情報を収集し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、会員社が遵守すべき基本的事項を定めたガイドライン。

2 事業者の自主的取組の状況

(参考) 他分野における認証や民間資格の例

- くるみん認定（厚生労働省）
 - 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受け、マークを広告等に使用することができる。
 - 2018年3月末時点での認定社数は2,878社。
- えるぼし認定（厚生労働省）
 - 女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受け、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができる。
 - 2018年12月末時点での認定企業数は775社。
- 健康経営優良法人制度（日本健康会議）
 - 地域の健康課題に即した取組や日本健康会議（※）が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を認定する制度。認定を受けた企業はロゴマークを使用することができる。
 - ※少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体。
 - 「健康経営優良法人2018」として、大規模法人部門で541法人、中小規模法人部門で776法人が認定された。
- 攻めのIT経営銘柄（経済産業省・東京証券取引所）
 - 経済産業省は、東京証券取引所の上場会社の中から、新たな価値の創造、経営革新、収益水準・生産性の向上をもたらす積極的なIT利活用に取り組んでいる企業を「攻めのIT経営銘柄」として選定・公表。
 - 攻めのIT経営銘柄 2018 選定企業数 32社
- 個人情報保護士
 - 一般財団法人全日本情報学習振興協会（※）が実施する民間資格。受験者のうち、事務職・技術職・営業職が約8割を占める。



※文部科学大臣認可団体として、平成11年10月設立。平成26年3月に一般財団法人に移行。情報教育に関する技能検定の実施事業等を行う。

2 事業者の自主的取組の状況

(参考) PIAの考え方を取り入れた制度

○ 特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、番号法に基づき、事前に特定個人情報の取扱いに関するリスクを分析し、その対策を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保を目的とするものであり、国の行政機関や地方公共団体等がマイナンバーを保有する前に自ら情報漏えい等のリスクを評価し、その対策について書面に記載して公表する制度。
- ①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無、に基づき実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断。
- 特定個人情報保護評価の種類に応じて以下の項目について評価。
 - ・評価項目：Ⅰ 基本情報、Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要、Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、Ⅳ その他のリスク対策、Ⅴ 開示請求、問合せ、Ⅵ 評価実施手続
- 公表状況 2,852の評価実施機関が32,277の事務について特定個人情報保護評価書を公表（平成30年11月末時点）

○ 生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の協議

- 革新的な技術又は手法を用いたデータの収集、活用、これらを通じた企業間連携等により生産性を向上させる計画（「革新的データ産業活用計画」）について、主務大臣が認定を行い、減税措置等を講ずるもの。
- 主務大臣による革新的データ産業活用計画の認定に際し、取り扱われるデータに個人情報が含まれる場合であって、特に必要があるものとして政令で定める場合に、主務大臣から当委員会への協議が法定されている。
- 革新的データ産業活用計画の認定申請書における個人情報の取扱いに関する記載事項は以下のとおりであり、事業者は、個人情報保護法を遵守するために、リスク分析及びリスクを軽減するための措置（PIAに相当する措置）を講じることが求められる。
 - (1) 革新的データ産業活用において用いられるデータにおける、個人データの有無
 - (2) 計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法
 - (3) 個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法
- 認定の実績 4件（平成31年1月31日時点）

※認定された革新的データ産業活用計画のうち個人データが含まれるもの